

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

令和2年9月25日
南砺市総務部財政課

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。

この法律は、従来の地方公共団体の財政再建制度には分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がないなどの問題が指摘されていたことから、透明な財政状況を映し出す新たな指標の創設とその開示の徹底、経営悪化の初期段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより自律的な経営改善を図ることを目的として、制定されました。

当市では、健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行っていきます。

1 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

以下の①～④をあわせて「健全化判断比率」といいます。

① 実質赤字比率

標準財政規模（※）に占める一般会計等における赤字額の割合

② 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全会計における赤字額の割合

③ 実質公債費比率

標準財政規模に占める一般会計等が負担する元利償還金（特別会計や公営企業会計における企業債償還金に充てる繰出金及び一部事務組合に対する建設負担金等を含む）の割合（平成29年度～令和元年度の3か年度平均値）

④ 将来負担比率

標準財政規模に占める一般会計等が将来負担する負債（特別会計並びに公営企業会計、一部事務組合及び地方公社並びに第三セクターを含む）の割合

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に占める資金の不足額の割合

(※) 標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標であり、地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを表します。

健全化判断比率及び資金不足比率の説明

○実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の赤字額の割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等※の実質赤字額}}{\text{標準財政規模※}}$$

※一般会計等…南砺市の場合は一般会計とバス事業特別会計が該当します。

※標準財政規模…標準状態における地方公共団体の一般財源（使いみちの決まっていないお金）の規模を表します。

具体的には標準税収入額等（法律に基づいて算出した市税の収入見込額と地方譲与金など）+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額で算出します。

○連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全会計での赤字額の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額※}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額…全会計の実質赤字額（企業会計においては資金不足額）の合計が実質黒字額（資金剰余額）の合計を越える額

○実質公債費比率

標準財政規模に占める一般会計等が負担する元利償還金等（公営企業会計等における企業債償還金に充てる繰出し金、一部事務組合に対する建設負担金等を含む。）の割合。通常、過去3カ年の平均の数値で表します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還分は除く）
- B 準元利償還金（公営企業債の償還財源に充当する繰出金や一時借入金の利子など元利償還金に準ずるもの）
- C 元利償還金・準元利償還金に充当される特定財源
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

○将来負担比率

標準財政規模に占める一般会計等が将来負担しなければならない負債の割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A 将来負担額…一般会計等の地方債残高、適債性のある経費に対する支出負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合の地方債の元金償還に対する負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額などの合計
- B 充當可能基金額
- C 特定財源見込額
- D 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○早期健全化基準

早期健全化基準は健全化判断比率の比率ごとに基準が定められており、うち 1 つでも基準を越えると財政状況が悪化していると判断されます。財政健全化計画の策定などが義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

○財政再生基準

将来負担比率を除く上記 3 つの比率ごとに基準が定められています。1 つでも基準を越えると、財政状況が著しく悪化しており自主的な財政健全化が困難であると判断されます。財政再生計画の策定が義務づけられ、国等の関与により確実な財政再生が図されることになります。

○資金不足比率

各公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}^{\times}}$$

※事業規模 料金収入などによる営業収益から受託工事収益を引いたもの

○経営健全化基準

資金不足比率がこの基準を越えると経営健全化計画の策定が義務づけられます。健全化判断比率のおける早期健全化基準に相当するもので、通常の公営企業は20%です。